

国立大学法人東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程

(平成 26 年 3 月 17 日教規程第 63 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）学則第 39 条第 3 項及び第 39 条の 3 第 3 項の規定に基づき、本学大学院博士（後期）課程に入学する学業成績の優秀な外国人留学生を特待生として認定し、その授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）を免除する制度を設け、もって優秀な外国人留学生を確保することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本制度の名称は、国立大学法人東京農工大学外国人留学生特待生制度（以下「特待生制度」という。）とする。

(免除の内容)

第 3 条 特待生として認定を受けた者に対しては、入学する本学大学院博士（後期）課程の標準修業年限内における授業料等について、その全額を免除する。

(対象者)

第 4 条 特待生の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を本学大学院入学までに授与される見込みの者であって、特に成績が優秀であると認められるもの
- (3) 本学大学院博士（後期）課程への入学を希望する者

(申請手続)

第 5 条 特待生として認定されることを希望する者は、入学を希望する学府又は研究科が実施する入学試験の出願手続を行うほか、当該学府の長又は研究科の長を経由して、学長に申請しなければならない。

2 申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請書（本学所定の様式による。）
- (2) 申請者の略歴（本学所定の様式による。）
- (3) 申請者の研究概要がわかるもの
- (4) 出身大学院の在籍証明書
- (5) 出身大学院の成績証明書
- (6) 出身大学院の指導教員等からの推薦状

3 申請時期は、入学を希望する学期開始日の 3 か月前までとする。

(特待生の認定)

第6条 特待生は、前条の申請があった学府又は研究科において選考を行い、学府長又は研究科長からの推薦に基づき、教育・学生生活委員会の議を経て学長が認定する。

(特待生の認定の取消し)

第7条 学長は、特待生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、教育・学生生活委員会の議を経て、特待生の認定を取り消すものとする。

- (1) 本学大学院博士（後期）課程に入学しなかったとき。
- (2) 学生の身分を失ったとき。
- (3) 学則の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (4) その他特待生として不適格であると認められるとき。

(授業料の納付)

第8条 学長は、前条の規定により特待生の認定を取り消された者に対して、認定取消以後の授業料の納付を求めるものとする。

2 前項の規定による授業料の納付については、国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第8条第3項の規定を準用する。

(事務)

第9条 特待生制度に関する事務は、学務部学生総合支援課の協力を得て、研究国際部国際交流課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特待生制度に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月17日から施行し、平成26年10月1日以降に入学する者から適用する。